

平成 30 年 6 月 11 日  
長崎県長崎市平野町 4 号 1 6 番  
株式会社龍屋本舗

## 食中毒事故に関する対応と営業再開のお知らせ

弊社の店舗である「長崎龍宴」におきまして、平成 30 年 5 月 22 日にご飲食された修学旅行団体のお客様に、食中毒症状が発生し、同店舗は平成 30 年 5 月 27 日から 5 月 29 日の 3 日間の営業停止を命じられました。

また、再発防止策をより確実に策定・実施するため、営業停止後の平成 30 年 5 月 30 日から 6 月 10 日までの期間、営業を自粛しておりました。

発症されたお客様には多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。また、保護者様・先生方をはじめ、関係者の皆様にも多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

長崎市保健所の調査によると、「調理従事者の手にノロウイルスが付着し、手洗い不十分のまま、盛り付けの段階で食品に付着し、患者様の口に入った可能性が高い」とのことでした。

調査結果を受けて、自粛期間中に再発防止策を講じた結果、平成 30 年 6 月 11 日(月)より営業を再開する運びとなりました。なお、再発防止策については平成 30 年 6 月 6 日にホームページで公開させて頂いております「食中毒事故に関しての改善報告」の全項目の実施を完了しております。

弊社は今回の事故を厳粛に受け止め、反省致しますとともに全従業員一丸となって衛生管理に万全を期し、安心・安全のサービスに努めてまいります。

今後も「長崎龍宴」をよろしくお願ひ申し上げます。

以上